

6遠産第1171号
令和7年2月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

遠賀町長 古野 修

市町村名 (市町村コード)	遠賀町 (384)
地域名	島津地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化が進んでおり、後継者が不足していることに不安がある。また、自衛隊の基地が近いことから、騒音等の問題があり新規参入が進みにくい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

比較的条件の良い農地が多いため、現在の耕作状況を維持しつつ、可能な限り農地を集積していく。基盤整備地内では水稻・麦等の生産を行っていく。また、地区外からの参入や地区外の法人による営農についても可能性を模索していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域内農用地の田(条件不利農地・防衛省所有農地を除く)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

話し合いにより農地を集積し、地域内の農業の効率化を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を勘案しながら、段階的に集約化を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備を行っていない農地について、大規模な基盤整備ではなく農道整備等の小規模な整備を行い、管理しやすいほ場の整備を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農協や普及指導センターと連携し、地区の農業の推進を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①カモ等被害防止のための取組みを行う
- ②減農薬・減肥料米の作付けを継続して行う
- ⑦土地条件の良好でない農地は継続して保全管理を行っていく